

法律相談のご案内

遺言

相続

離婚

不動産

交通事故

金銭トラブル

刑事

労働

債務整理

その他各種相談

ご相談をご希望される方は、まずはお電話でご予約ください

049-299-5068 受付時間
平日9:00~18:00

受付時間外でも対応できる場合があります。お気軽にお問い合わせください。



「誰に相談したらいいのだろう?」と
困った時は、お早めにご相談ください!



アクセス

〒350-0062

埼玉県川越市元町1丁目9番19

電車でお越しの場合

- ・東武東上線[川越駅]東口の東武バス乗り場から
[札の辻]または[市役所前]停留所下車
- ・西武新宿線[本川越駅]東口の東武バス乗り場から
[札の辻]または[市役所前]停留所下車

車でお越しの場合

- ・川越市役所より蔵造り商店街方面
事務所の裏等に提携コインパーキング(らくだプラザ)あり



川越元町法律事務所

TEL 049-299-5068 FAX 049-299-5072



Vol.10 2026年1月発行

川越元町法律事務所

事務所だより

埼玉弁護士会
弁護士 中山 達人
弁護士 大塩 慧
弁護士 井上 拓耶

ごあいさつ

当事務所は、2017年1月に開設して、今年で無事に10年目を迎えることができました。これもひとえに皆様からの温かいご支援とご信頼の賜物であると、心から感謝申し上げます。この10年の間、多くの法律が改正され、新法が施行されるなど、社会のルールである法律も大きく変化してきました。身近なルールの変化としては、不動産登記法の相続不動産登記の義務化、民法の時効制度の変更、配偶者居住権や離婚後の共同親権の創設(2026年5月施行予定)などがあります。我々も、法律の専門家として、これらのルールの変更を正確に理解し、実務の変化に対応できるよう、日々研鑽を重ねてきました。

巻頭の写真は「時の鐘」です。「時の鐘」は、創建された江戸時代の初期から人々の暮らしに欠かせない「時」を告げてきた小江戸川越のシンボルです。

当事務所も、地域密着型の法律事務所として、「時の鐘」のように地域の人々の暮らしに欠かすことのできない法律事務所になれるよう、日々努力をしてまいります。

川越元町法律事務所

URL <https://kawagoemotomatilawoffice.com>

検索



HPは
コチラから

所属弁護士の日常談話

にちじょう だんわ



「10」

事務所だよりも10号目に突入しました。「10」といえば、昔は10年続けて一人前などと言われましたが、多くの情報が簡単に手に入る現代では、比べ物にならない速さで知識を得て成長することができるようになりました。

しかし、我々の仕事においては、法律だけで解決できない問題も多く、知識の他に経験やそれに基づく発想力といったものが必要です。また、一つのことを長く継続していくことは、自信と信頼にもつながります。そのため、今の時代でも、10年というものは一つの重要な目安といえます。

事務所も10年という節目を迎ましたが、これまでの経験を活かし、さらなる研鑽を続けながら、これから10年を迎えていきたいと思います。

ささやかな目標

日々継続!



「ひとつ、ひとつ」

昨年10月にノーベル生理学・医学賞に選出された坂口志文教授が取材陣に座右の銘を聞かれ、答えたのが「ひとつ、ひとつ」でした。

「きれいな四字熟語にはまとまらないものです。」と少し照れながら話す坂口教授にとても親しみを感じつつ、ひとつひとつ地道な基礎研究を50年積み重ねた上に大きな発見がある、研究者ならではの言葉だと感じました。

事務所開設から10年目を迎えますが、まだ振り返るほどの歳月ではありません。弁護士業務の基本は、丹念に事実を集め、それらを整理し、法的主張に組立てていくことです。常にこの基本に立ち返り、ひとつひとつつの案件に、ひとりひとりの依頼者に真摯に向き合うこと、10年目の今年もこの基本を忘れずに、邁進していきたいと思います。

ささやかな目標

ピアノの指練習は毎日!



今知っておきたい! 「チ法律コラム 「共同親権」

共同親権とは

親権とは、子どもの養育・監護・財産管理について認められた、父母の権利・義務のことです。日本ではこれまで離婚の際、単独親権が採用されてきましたが、今後は父母の協議によって共同親権か単独親権かを選択できるようになります。



親権争いの回避

離婚時に激しい親権争いを避けられます。しかし、共同親権でも、子どもの監護者や、子どもに関する意思決定はどうするのかを決めなければならず、問題の先送りにすぎません。

メリットとされていること

養育に関する責任感が強まり、養育費が適切に支払われるとされています。しかし、多くの事例を見てきた立場からすると、親権の存否にかかわらず、養育費をしっかりと支払う人は支払います。むしろ、この問題については、支払い確保に向けた法整備の充実が必要であり、共同親権によって解決できるかは疑問です。

両親による協力的な子育て

両親が共同で子どもを養育し、子どもが両親からの愛情を感じる機会が増えるとされています。しかし、今まで子の父親、母親であることに変わりはなかったのであって、協力的でない人が、共同親権とすることにより協力的になるとは思えません。そもそも、協力的に子育てするのには当然であって、親権があるから協力的な子育てが期待できるという考え方自体が間違っていると思います。

デメリット

進学や転居などの重要な事項について、意見が対立した場合に意思決定が滞り、子どもに不利益となるおそれがあります。確かに、日常の行為や急迫の事情があるときは、単独で親権を行使できるとされていますが、判断基準は明確ではありません。そして、意見が対立した場合は裁判所の判断によることとなり、意思決定の遅滞は避けられません。

意思決定の難航

共同親権となった場合、離婚後も加害者との接触が避けられず、DVやモラハラ被害が継続するおそれがあります。この場合、裁判所の判断で単独親権とすることとされていますが、その判断は困難ですし、裁判所としても判断しなければならないことが増大し、対応しきれるのかという問題もあります。

まとめ



当事者間で激しく争っている場合は、共同親権のメリットが当てはまるか疑問であり、デメリットが大きいと思います。そもそも、適切な話し合いができる父母においては、養育費の支払いも、協力的な子育ても十分に期待できると思います。しかし、導入が決まった以上、弁護士としてはこの大きな変化に対応せざるを得ません。制度の問題点を意識しながらも、より良い解決策を見出していく必要があると思います。

また、当事者となった方としては、選択肢が増えることになり、どうすべきか困ることも多く出てくることでしょう。

共同親権をはじめとした離婚に関するお悩みにつきましては、弁護士にご相談いただければと思います。